

目 次

第 1 号 2月22日（金曜日）

平成25年第1回下郷町議会臨時会会議録（第1号）	1
議事日程第1号	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
町長提案理由の説明	3
報告第1号 専決処分報告について（専決第8号 損害賠償の額の決定及び和解について）	5
議案第1号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第1号 平成24年度下郷町一般会計補正予算（第6号））	6
議案第2号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第2号 平成24年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号））	6
下郷町農業委員会委員の推薦について	9
閉会	10

平成25年第1回下郷町議会臨時会会議録第1号

招集年月日	平成25年2月22日			
本会議の会期	平成25年2月22日から2月22日までの1日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開会	平成25年2月22日	午前10時00分	議長 佐藤 孔一
	閉会	平成25年2月22日	午前11時36分	議長 佐藤 孔一
応招議員	1番 星 正延	2番 佐藤 一美	3番 小玉 智和	4番 星 嘉明
	5番 佐藤 盛雄	6番 星 政征	7番 猪股 謙喜	8番 室井 亜男
	9番 山田 武	10番 星 輝夫	11番 佐藤 勤	12番 佐藤 孔一
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 正延	2番 佐藤 一美	3番 小玉 智和	4番 星 嘉明
	5番 佐藤 盛雄	6番 星 政征	7番 猪股 謙喜	8番 室井 亜男
	9番 山田 武	10番 星 輝夫	11番 佐藤 勤	12番 佐藤 孔一
欠席議員	なし			
会議録署名議員	9番 山田 武	10番 星 輝夫		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 湯田 雄二	副町長 星 澄雄	総務課長兼総務班長 室井 孝宏	生活課長兼町民班長 星 利吉
	事業課長兼産業振興班長 稲本 欣彦	総務課税務班長兼会計管理者 佐藤 昌平	生活課健康福祉班長 星 敏恵	事業課建設班長 湯田 純朗
	教育委員会委員長 室井 伸子	教育長 大竹 康隆	教育次長 五十嵐 正俊	農業委員会会長 渡部 和夫
	農業委員会事務局長 湯田 真澄			
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 大竹 義則	書記 室井 哲	書記 星 数喜	
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成25年第1回下郷町議会臨時会議事日程（第1号）

期日：平成25年2月22日（金）午前10時開会

開 会
開 議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
9番 山田 武
10番 星 輝夫
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長提案理由の説明
- 日程第 4 報告第1号 専決処分の報告について
(専決第8号 損害賠償の額の決定及び和解について)
- 日程第 5 議案第1号 専決処分につき承認を求めることについて
(専決第1号 平成24年度下郷町一般会計補正予算(第6号))
- 日程第 6 議案第2号 専決処分につき承認を求めることについて
(専決第2号 平成24年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号))
- 日程第 7 下郷町農業委員会委員の推薦について
- 散 会
閉 会

(会議の経過)

○議長（佐藤孔一君） おはようございます。

開会に先立ちましてご連絡申し上げます。本日の会議の途中及び散会后、議会全員協議会を開かせていただきます。案件につきましては、お手元に配付されておりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

また、今臨時会の説明のため出席を求めた代表監査委員、渡部正晴君が所用のため本日の会議を欠席いたしますので、ご了承願います。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第1回下郷町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤孔一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において9番、山田武君及び10番、星輝夫君を指名いたします。なお、両君には、今臨時会の会議録についてのご署名をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（佐藤孔一君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日限りの1日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りの1日間と決定いたしました。

日程第3 町長提案理由の説明

○議長（佐藤孔一君） 日程第3、町長提案理由の説明を行います。

町長から提案理由の説明を求めます。なお、この際当局提出議案を一括上程いたします。

町長、湯田雄二君。

○町長（湯田雄二君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成25年第1回下郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しいところご出席をいただき、まことにありがとうございます。

本臨時会につきましては、議長から農業委員会委員の推薦についてを付議事件として臨時会招集の請求があったことによるものであります。それにあわせて専決処分の報告1件、専決処分の承認2件の計3件をご提案申し上げますので、慎重なるご審議の

上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

提案理由の説明に先立ちまして、最近の情勢につきまして若干申し述べたいと思います。

民主党野田首相の突然の解散により、安倍政権が誕生し、自由民主党に政権が移ったわけであります。新政権は、現時点の概要ではありますが、国は地方財政対策の通常収支分として、いわゆる15カ月予算の考え方に即して地方が安定的に財政運営を行うことができるよう、平成24年度においては補正予算に伴う地方負担について適正な処置を講じるとともに、平成25年度には地方交付税等の一般財源総額において平成24年度地方財政計画と同水準を確保することや、東日本大震災分として地方の復旧、復興事業費及びその財源については通常収支とは別枠で整理した上で、震災復興特別交付税を確保するとの方針が示されました。しかしながら、国の平成25年度予算の成立が4月下旬以降にずれ込む見通しであることなど不確定な部分がありますが、町といたしましては定住人口の拡大と地域の活性化という目標に向かって平成25年度当初予算案を3月定例議会にご提案いたしますので、その節はよろしくご審議願いたいと存じます。

それでは、本臨時会にご提案申し上げます議案の概要につきましてご説明を申し上げます。報告第1号 専決処分の報告について（専決第8号 損害賠償額の決定及び和解について）の件であります。平成24年7月23日に発生しました町公用車の衝突事故に係る損害の賠償及び和解の件について、地方自治法第180条第1項の規定により、平成24年12月20日専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。職員の交通事故防止につきましては、課長会議等々において再三注意をしておりましたが、このような事故を起こし、まことに申しわけなく思っております。今後このようなことのないよう十分注意をし、運転業務に当たらせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

議案第1号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第1号 平成24年度下郷町一般会計補正予算（第6号））につきましては、簡易水道事業特別会計への繰出金に係る経費を専決処分したものであります。地方自治法第179条第1項本文の規定により、平成25年1月29日専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

議案第2号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第2号 平成24年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号））につきましては、既決予算の総額に319万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,418万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、先ほど申し上げましたように一般会計からの繰入金であります。

歳出につきましては、暮れから正月にかけて給水量が増加することによりまして、多少の漏水事故は毎年発生しておりましたが、ことしは例年以上に多発したことから施設修繕に係る不足経費を専決処分したものであります。

地方自治法第179条第1項本文の規定により、平成25年1月29日専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

以上、本臨時会にご提案いたしました諸議案につきましてご説明申し上げましたが、詳細につきましては後ほど所管課長等から説明いたさせますので、慎重なるご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（専決第8号 損害賠償の額の決定及び和解について）

○議長（佐藤孔一君） 日程第4、報告第1号 専決処分の報告について（専決第8号 損害賠償の額の決定及び和解について）の件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

（議案朗読）

○議長（佐藤孔一君） 本件について説明を求めます。

総務課長、室井孝宏君。

○総務課長兼総務班長（室井孝宏君） それでは、2ページをお開き願いたいと思います。

専決第8号、専決処分書についてご説明いたします。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解についてでございます。

まず、事故の発生状況でございますが、昨年7月23日午前11時43分ごろ、町所有の2トンダンプが帰庁のため走行中、湯浅豊店前の町道大石4号線と農協倉庫から国道289号線を結ぶ町道塩生下夕原5号線との交差点にかかった際に、同4号線を横断しようとした会津みなみ農業協同組合職員の運転する相手車が徐行せずに交差点に進入したため、出会い頭に衝突した状況となります。

損害を賠償する相手方ではありますが、相手車両の所有者はJA三井オートリース株式会社でございます。損害賠償の額ではありますが、過失割合が町側30%、相手側70%でありますので、相手車両損害額39万7,500円の30%、11万9,250円を支払うこととなります。

なお、4番にございますように、お互いの損害賠償の額を決めまして、将来にわたり一切の異議を申し立てない、訴訟等を行わないことで平成24年12月20日に専決し、示談が成立しております。

今回このような事故を発生させてしまい、まことに申しわけございませんでした。こんなことのないよう十分注意して運行するように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（佐藤孔一君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） 町道の交差点ということなのですが、優先権というものが交通にはあると思うのですが、規格が同じ町道ということで、何かとまれとか、そういった注意を喚起する標識等の設置などは考えておるのでしょうか、今後事故防止のためにということなのですが。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

総務課長、室井孝宏君。

○総務課長兼総務班長（室井孝宏君） 十字交差点なのですが、皆さんもご存じのように、国道289号線から湯浅豊店前の町道に対する交差点部分は、289のほうからは坂道になります。そこに一時停止標識をつけますと、夏の期間はいいのですが、冬期間なかなかとまれば上がれない状況が発生します。町の側としてもいろいろ苦慮はしているのですが、路面標示とか注意を促す看板等、何かを設置して対応を促したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤孔一君） ほかにご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第1号 専決処分の報告について（専決第8号 損害賠償の額の決定及び和解について）の件を終わります。

日程第5 議案第1号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第1号 平成24年度下郷町一般会計補正予算（第6号））

日程第6 議案第2号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第2号 平成24年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号））

○議長（佐藤孔一君） この際、日程第5、議案第1号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第1号 平成24年度下郷町一般会計補正予算（第6号））、日程第6、議案第2号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第2号 平成24年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号））の2件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

（議案朗読）

○議長（佐藤孔一君） 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、室井孝宏君。

○総務課長兼総務班長（室井孝宏君） それでは、4ページをお開き願いたいと思います。

専決第1号 平成24年度下郷町一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳出予算の総額に変更はございません。

5ページから7ページは総括でありますので、8ページをお開き願います。本件につきましては、議案第2号にてご提案申し上げております簡易水道事業に係る増額補正額を款の4 衛生費の繰出金から319万7,000円繰り出すものであります。なお、予備費にて同額を調整しております。

次に、10ページをお開き願います。専決第2号 平成24年度下郷町簡易水道事業特別

会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に319万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,418万5,000円とするものであります。

11ページから15ページは総括でありますので、16ページをお開き願います。歳入につきましては、先ほど申し上げましたように一般会計からの繰入金でございます。

次の17ページ、歳出につきましては、町長の提案理由でも申し上げておりますが、年末年始等において給水量が上昇する時期には漏水事故が発生する傾向にございます。今回は特に漏水事故が多発し、業務に従事する職員は漏水場所を特定するため、静かになる真夜中に漏水調査を実施いたしましたり、休日に漏水箇所の緊急修繕をしたことによりまして、今回超過勤務手当19万7,000円の増額、同様に施設修繕料として300万円の増額補正を計上したものであります。今回特に姫川地内におきましては、たびたび断水をいたしましてご迷惑をおかけしましたことを申し添えておきます。

以上、専決第1号と第2号の2件を地方自治法第179条第1項本文の規定に基づき、平成25年1月29日専決処分いたしましたので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孔一君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） 専決第2号のほうなのですが、漏水事故多発で300万の予算計上をしたのですが、姫川地区に多発しているということなのですが、本来姫川地区の上水道は設置からかなりの年数が経過しておりまして、これの改修工事というのが叫ばれておったのですが、いつごろ設置したのか。

あと、この議案と関連することですので、それからやはり根本的に、要するに漏水の対策ではなくて本管の布設工事、これがやっぱり必要ではないかと思うのですが、そこも含めて、関連する案件ですので、ご答弁願います。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

町長、湯田雄二君。

○町長（湯田雄二君） 以前私が水道を担当していたときに、統合簡水ということで旭田簡水、特に野際新田のほうからずっと本管を布設がえしてきました。ちょうど林中地区は、コンクリートと舗装が重複した地域ということで、以前に鋼管を入れたというような話でございまして、その部分につきましてはその後やっておりませんけれども、それ以外、姫川地内も布設がえはしたはずなのです。ですから、多少引き込みのところで昔の石綿管が残っている場所も掘ってみるとあるわけでありまして、それ以外は全て本管はいわゆる塩ビ管に布設がえをしたというような記憶をしておりますので、その弱いところが多分出ているのではないかなと、このように思います。

今話を総合して聞いてみますと、林中の部分が本管ももちろん直しておりませんし、それ以外の給水管も大分錯綜しておりまして、どこにどう走っているかわからないというのが現実なようでございまして、その当時本管から引き込むときにそれを見直しながらやろうというような話で我々はおったわけですが、その後その部分だけを全て除いてしまったわけでありまして、それが確認できないままに終わっているようにあります。なかなか難しいとは思いますが、今回の場合は姫川地内で見つかったわ

けでございまして、私が就任してから12年本職にあるわけございまして、それ以前です。15年は少なくともたっているのではないかなと、このように思います。塩ビ管の場合は、15年ぐらいはまだ大丈夫だと、このように言われておりますので、さらに布設計画をするかということになりますと検討しなくてはならないかなと、このように思っています。

以上です。

○議長（佐藤孔一君） ほかに。

3番、小玉智和君。

○3番（小玉智和君） 先ほど委員会でもちょっとお聞きしたのですが、特に断水関係なのですが、1月の1日から3日間、これは成岡地区は出なかったのですが、役場の対応がちょっと悪かったと思う。それは、1日から3日の日までに水道が断水したわけなのですが、それで地区の方が役場に電話を入れたところ、区長を通して言ってくださいというようなお話があったそうですが、たまたま成岡の区長がいなくて、それで私のほうに、姫川の区長のほうに電話が来たのです。それで、何とかしていただけませんかということでお聞きしたところ、成岡が3日間断水して水が出ないというようなお話聞きました。そういう場合にわざわざ区長を通してやらないとだめだなんていうことは、町長さん、それはちょっとおかしいと思うのだけれども、その辺どうなのでしょう。

それと、3日間も出ないので、これは防災上火事とか何かって想定もしなくてはなりませんので、やはり防火関係、そのきちっとしたマニュアルをつくっていただきたいと思いますが、そういうマニュアルがあるかどうかちょっとお聞きします。2点だけ。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

町長、湯田雄二君。

○町長（湯田雄二君） マニュアルという関係ですけれども、そういったものは特にありませんけれども、とにかく水道の場合緊急を要するので、区長を通して言ってくださいというのはどだいおかしい話で、そういうことはないと思います。ふだんは、出ないところから連絡があれば即担当者が行って、そしてそれを調査するというのが原則でございますので、ただその区長を通してというのはちょっと私もわかりませんが、そのときは休みの時期にも当たりますので、誰がそういうふうにしたのかちょっとわかりませんが、そういうことはないと思います。ないといっても、現実にはそういうような話があったということですので、現実にあったのだらうと思いますが、そういうことはありません、ふだんは。とにかく出なければ即、これは火事なんかと同じわけでありまして、一日も欠かせない水でありますので、長期間にわたるといふことであれば、そこに水を供給するとか何かという形をとりますので、その辺のところはちょっと聞いてみないとわかりませんが、私はそういったことを聞いておりませんでしたので、ちょっとわかりませんが、もしあったとすればそういうことのないように今後したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

(何事か声あり)

○議長(佐藤孔一君) 指名してから発言してください。待つて。

3番、小玉智和君。

○3番(小玉智和君) 今の件なのですが、現実には事実そういうことがありましたので、今後そのようなことがないように徹底してください。よろしくお願いします。

○議長(佐藤孔一君) ほかにご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第1号 平成24年度下郷町一般会計補正予算(第6号))の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第1号 平成24年度下郷町一般会計補正予算(第6号))の件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

これから議案第2号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第2号 平成24年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号))の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第2号 平成24年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号))の件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第7 下郷町農業委員会委員の推薦について

○議長(佐藤孔一君) 日程第7、下郷町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

この際、推薦の方法などについて全員協議会にて協議したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 異議なしと認めます。

この際暫時休憩し、全員協議会に切りかえます。(午前10時28分)

○議長（佐藤孔一君） ただいまより本会議を再開します。（午前11時35分）

お諮りします。議会推薦の農業委員会委員を農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により2名とし、弥五島地区、弓田孝君及び白岩地区、湯田健二君、以上の方々を推薦したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） ご異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員は2名とし、弥五島地区、弓田孝君、白岩地区、湯田健二君、以上の方々を推薦することに決定いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成25年第1回臨時会を閉会します。大変ご苦労さまでございました。（午前11時36分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年2月22日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員